



浅草花敷屋における借地料減免運動の展開 : 明治前期を中心に

小沢, 詠美子

(Citation)

国民経済雑誌, 188(4):63-78

(Issue Date)

2003-10

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00055886>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00055886>



浅草花屋敷における借地料減免運動の展開

——明治前期を中心に——

小 沢 詠 美 子

現在、遊園地として知られる浅草花やしきは、もともと幕末に植木屋森田六三郎が造った庭園であった。明治になると、この付近一帯が浅草公園として整備されることとなり、それに伴い借地料が値上げされていく。花屋敷の経営が悪化する中、六三郎は減免運動を続ける一方公園整備などに尽力し、府に協力姿勢を示す。やがて借地料が減免されるが、それはあくまでも花屋敷が東京府の都市計画に必要な存在だったからにはほかならない。

キーワード 浅草花屋敷、森田六三郎、借地料、都市計画

はじめに ——浅草花屋敷の成立——

東京都台東区浅草にある「花やしき」は、現在遊戯機器メーカー株式会社トーゴによって経営されている日本の代表的な遊園地のひとつである。しかしここは、江戸から明治前期にかけては、植木屋森田六三郎が三代にわたって経営する庭園「花屋敷」であった。金龍山浅草寺に隣接するこの地はもともと同寺の敷地であったが、文政12年（1829）に初代六三郎が、同寺境内間魔堂裏手の地およそ5166坪あまりを借り受け、種々の植物を植えたことから、庭園としての歴史が始まったのである¹。

なぜ六三郎がこの地を借用することとなったのか、明確な事情は不明であるが『新撰東京名所図会』には、六三郎は浅草寺別当を兼帯している寛永寺別当輪王寺宮に以前から仕えており信任が厚く、この地を賜り宮の許可の下「花屋敷」と称したと記されている²。つまり六三郎は、輪王寺宮の斡旋により借地を得ていたことがわかる。実際にその翌年の文政13年9月、「輪王寺新宮」と呼ばれていた輪王寺宮附弟公紹親王菊宮が浅草寺へ御成の際、観世音参詣後奥山を訪れ、「六三郎植溜」すなわちこの花屋敷を通り抜けたという記録が、『浅草寺日記』に残されているのである³。なお、浅草寺出入りの植木屋は「馬之助」という人物で、六三郎が同寺内の庭園を管理していた形跡はない⁴。したがって花屋敷は、輪王寺宮家と六三郎との親密な関係の中で成立したといえよう。

その後20年あまり、花屋敷は一般公開されることはなかったが、それがいかなる理由からか、嘉永4年（1851）11月から六三郎は息子の半三郎（のちの2代目六三郎）と共に、この

地の再開発に着手する。これまで植えられていた樹木を取り除き、梅・桜その他茶花などを植え付け、さらに腰かけを8か所、茶屋を1か所設置、同5年から一般公開が開始されたのである。⁵折しも嘉永文化の盛んな時期であり、当時の庭園築造ブームに触発されたとも考えられる。⁶なお、当地は先述のように浅草寺の裏手にあるため、同寺代官の支配地であったが、嘉永5年4月からここは寛永寺の直屬支配となっており、このことは、この地に輪王寺宮の影響力が増したことを意味している。もともと花屋敷の再開発は六三郎父子の計画であるため、浅草寺の役者も代官も関与していなかったとい⁷、そこに輪王寺宮の意向が働いた可能性も、排除することはできないであろう。

さて、当時の花屋敷の様子は、塵哉翁著『巷街贅説』に、梅・桜・紅葉や四季の草花が植えられ、「筑山泉水」もよくできていて、秋は菊花を作り遊客が多く集まっていると記されている。⁸菊造りは六三郎の得意とするところであり、『新撰東京名所図会』にも「牡丹花菊細工の評判よく。(中略)奥山の菊細工とて高評已ざりき」という記述がみられる。⁹

一方、万延元年(1860)年10月、イギリスから来日した園芸学者ロバート・フォーチュンも花屋敷を訪れている。そして自著『江戸と北京』の中で、茶の木は花屋敷ではありふれたもので、通路のふち取りに使われ、また見物客の娯楽のために、鳥や他の動物を収集して見せ、コレクションは緑色のハト、斑点のあるカラス、立派な大ワシ、金銀の羽を持ったキジ、オシドリ、ウサギ、リスなどで、観客がふと博物学の動物類に興味を持つかも知れない、と記している。さらに続けて、そこは概して遊山に来る江戸市民の娯楽と教訓を当てこんでいろいろなものがあり、梅や桜の花時には本当に楽しい所に違いないと述べている。¹⁰つまり花屋敷では、江戸で多く見られた「孔雀茶屋」「花鳥茶屋」などと類似の形態を擁していたことが確認できるのである。

そして明治になり、のちに花屋敷の経営者が代わっても、この状況に大きな変化は生じなかったようである。明治30年(1897)の様子を『新撰東京名所図会』では、四季によって梅・福寿草・水仙・椿・山茶花・桃・李・木瓜・桜・躑躅・山吹・薔薇・芍薬・牡丹・朝顔・菊・萩・桔梗・紫苑、その他種々の珍しい草、変わった花を陳列し、また菊細工・押し絵・人形・蓄音器・西洋ジオラマなどが興を添え、観客の目を慰めていると描写している。さらに動物についても、金網製の円籠の中でタンチョウ鶴とガチョウが飼育され、他にも赤いくちばしのハト・ホロホロ鳥・ノタカ・ゴイサキ・クマタカ・キツネ・ヒグマ・シカ・サル・トラなどが飼われていたことが記されている。¹¹この頃になると動植物だけでなく、西洋文明の利器まで登場し、まさしくロバート・フォーチュンの指摘した「博物学」の集大成ともいべき様相を呈していたことがわかる。

ところで、花屋敷における明治期以降の経営状態はこれまでほとんど分析されてこなかった。そこで本稿では、花屋敷における借地料減免運動を中心に、花屋敷の経営状況を分析す

ると共に、花屋敷が新たな首都・東京の都市計画の中でどのように位置づけられていたか、という点についてまで、考察を進めていく。

I. 借地料の増額

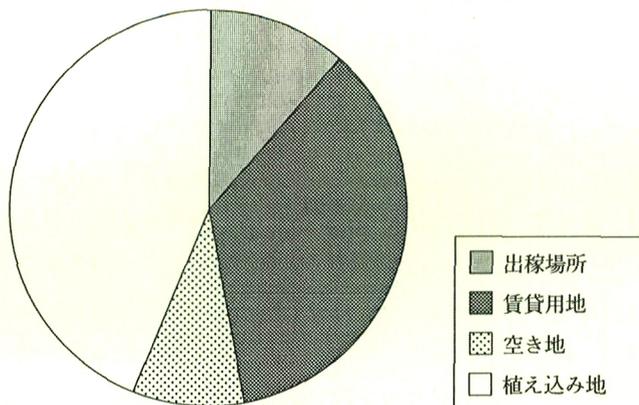
輪王寺宮の庇護の下、順調に開園した花屋敷であったが、明治維新を迎えると状況が一変する。まず、輪王寺宮は徳川家を擁護していたため、明治政府からいい印象を持たれることはなかった。そして、浅草寺を支配していた寛永寺も徳川家の菩提寺であり、また浅草寺自身も別当が江戸城内にある紅葉山御宮の別当職を兼帯するなど、幕府と深い関わりを持っていたため、廃仏毀釈の気運が高まる中、苦しい立場に追い込まれていったのである。

さて、花屋敷にとって最初の危機は、明治6年(1873)6月、この地一帯が「浅草公園」として東京府に接収されることとなった際に訪れた。同年8月、これまで見世物・揚弓場などの営業を許可していたが、この場所は公園用地とするための取り調べを実施するので、一時引き払うようにとの通達が、東京府知事大久保一翁から、六三郎ら浅草寺近接地域で商売を行っていたいわゆる「出稼人」に対して出されたのである。そこでさっそく六三郎を始め計187名の立ち退き対象者が嘆願書を提出、東京府から、これは早急の引き払いを要求するものではなく、いずれ立ち退くようにとの予告である、との回答を引き出すことに成功する¹²。さらに翌7年10月には、当時250軒あった諸店・見世物・揚弓場・寄席・水茶屋などに対し、営業等の取り扱いおよび借地料は従来通りとし、新たな借地と、葭簀張り以外の新規開業の禁止が通達されることとなった¹³。

ここにおいて出稼人らの既得権は守られたが、しかしこの際、同時に借地での賃貸経営が禁止され、不要の地所は東京府に返還せよとの決定もなされていたのである。六三郎の借地面積は当初5161坪あまりで

あったが、事情は不明ながら明治3年(1870)に一部を浅草寺に返還することとなり、¹⁴4677坪7合5勺弱となる。当時この地所は、534坪9合1勺3才が六三郎の「出稼場所」として使用されており、1661坪2合6勺5才が他の出稼人への賃貸用地で、家作も設置されていた。そして423坪6合9勺は空き地、残る2057坪8

図1 明治初期の借地利用状況



(『東京市史稿 遊園篇第4』より作成)

合7勺6才は梅林や池、その他諸草木の植え込み地であった。¹⁵さらに7年11月、2000坪ほどに拡大されていた賃貸用地を東京府に返還、六三郎の借地は結局2632坪あまりにまで縮小されてしまう。¹⁶江戸時代と比較すると、その面積は半減してしまったのである。

ところがこの月からは、浅草公園周辺地域の借地料も値上げされることとなった。これは、浅草公園をその場所柄により上・中・下の三種に分類し、近接する8か町の借地料の平均と照らし合わせて、相当額を取り立てるといものである。これらの町では、高いところでは浅草南馬道町の上で坪当たりひと月5銭7厘4毛、低いところでは浅草芝崎町の下で同じく4厘3毛であった。¹⁷これは、花屋敷の借地料にも少なからず影響を与えることとなる。

表1 近隣町借地料1坪あたり平均金額

No.	町名	上	中	下
1	浅草南馬道町	5銭7厘4毛	3銭0厘5毛	2銭2厘4毛
2	浅草南馬道新町	5銭	3銭3厘3毛	1銭6厘7毛
3	浅草北馬道町	4銭1厘7毛	2銭5厘0毛	1銭6厘7毛
4	浅草北田原町三丁目	4銭		2銭1厘9毛
5	浅草芝崎町	0銭8厘8毛		0銭4厘3毛
6	浅草松清町	2銭		1銭
7	浅草田島町	1銭8厘5毛		0銭9厘5毛
8	浅草寺地中東南共	1銭8厘1毛	1銭4厘3毛	1銭1厘8毛

(出典は同図1)

花屋敷の土地所有権が浅草寺にあった明治6年までの借地料は年間12円、つまり坪当たりおよそ2厘6毛となる。¹⁸東京府に所有権の移った後も、翌7年10月まではそのままの金額が維持されていたが、詳細な時期は不明ながら、その後いったん坪当たりひと月4厘5毛に値上げされ、さらにこの改定の影響か、8年5月には庭園部分を除いて1銭1厘7毛に値上げされてしまう。¹⁹これは2.6倍の値上げ率であった。

さらに明治9年(1876)9月、浅草公園の借地料が改めて確定されることになる。東京府ではこの値上げによる増収で、浅草公園を管理する係雇人を増員したが、その一方で庭園部分を除く花屋敷周辺は表坪・裏坪の区別なく坪当たりひと月1銭8厘となった。²⁰そして明治14年(1881)4月、再び公園全体の借地料が値上げされることとなる。²¹値上げに際し明確な理由は示されていないが、浅草公園内の実況を取り調べたところ、前年より景況の劣ることにはないにもかかわらず、明治9年頃定められた借地料を現今まで据え置いたのでは不当である、というのが東京府の見解であった。この値上げにより、花屋敷でも家屋が設置されていた部分は坪当たりひと月3銭5厘に、そしてこれまでずっと据え置かれてきた庭園部分も、

ついに1銭に値上げされてしまったのである。

その後、明治17(1884)年1月には浅草公園が6区に分割され、公園内での建造物や商売に関しても規制が実施されることとなった。²² 興行・遊覧場類は新たに設けられた第六区域内に限定されたが、花屋敷の位置する第五区では、料理店・写真店などと共に「栽培職」は営業を許可されている。ところがこの際同時に、浅草公園および旧千束村一円の借地料が再び改定されたのである。²³ 東京府は改定に至る具体的な理由を示していないが、旧雷門近傍で最も地価の高い地域であった茶屋町三番地については、実際の売買価格と貸付地料を調査してこれを取捨折衷し改定金額を決定したと、また旧千束村については、従前のままでは不当の低価であるので改定してしかるべきだと述べている。したがって、浅草の繁栄を考慮し、それに見合った借地料を徴収しようと、意図していたと考えられる。

表2 明治16年貸付地料

No.	地域名	1か月分総収入	1か月1坪	総坪数
1	第二区(仁王門外仲店通)	50.64円	12銭	422.636坪
2	第二区(No.1以外)・第五区	221.96円	5銭	4439.261坪
3	第六区	320円	4銭	8087坪

(『東京市史稿 遊園篇第5』より作成)

さて、まず拝借料改定前の明治16年における浅草公園第二区・五区・六区の貸付地料を表2に示した。茶屋町三番地の貸付地料が坪当たりひと月表坪で15銭5厘、横町表坪で12銭5厘、裏坪で7銭5厘、同じく旧千束村に属する町々では表坪が3～5銭、裏坪が2～3銭であったことと比較すると、花屋敷の位置していた第5区の貸付地料は、これらのちょうど中間程度の評価であったことがわかる。なお、第二区は「仁王門外仲店通」が表坪、それ以外の部分²⁴が裏坪に相当する。

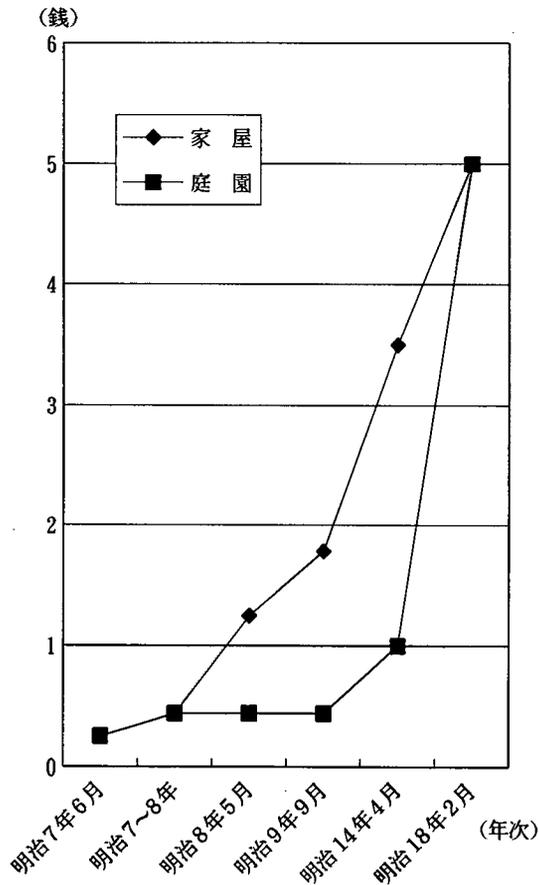
表3 明治17年改定借地料

No.	地域名	1か月1坪	備考
1	第二区中旧雷神門より仁王門までの左右	12銭	裏行2間まで
2	第一区・第四区・第五区・第二区(No.1以外)	5銭	
3	第六区	4銭	

(同上)

次に、浅草公園全域における改定後の借地料を表3に示した。つまり、これまで貸付地料として借地人から徴収していた金額と同額に設定されてしまったことになる。したがって、第五区に位置する花屋敷も庭園部分含めて一律に坪当たりひと月5銭の借地料を課せられ、

図2 借地料の変遷



(『東京市史稿 遊園篇第4』、『同第5』より作成)

同所にとっては、家屋の設置されている地所が1.4倍、庭園部分が5倍の値上げ率となったのである。この値上げは、明治18年2月から実施された。

以上のように、明治初頭までは2厘6毛であった坪当たりひと月の借地料が、わずか10年ほどの間に19倍にもはね上がっていたことがわかる。

II. 借地料減免願い

六三郎は明治8年(1875)5月、同じく公園地内で茶苗栽培などを行い借地料値上げを不服としていた本間勝次郎と共に、最初の借地料減免の請願書を東京府に提出する。請願書には、一坪につき1銭1厘7毛上納したのでは甚だ難渋するので、格別の御仁恤をもって1か年100坪につき1円50銭の割合で拝借したい、ついては一層仕事に励み、清潔保持は勿論のこと、よく花木を栽培し、四季折々常時庶人の遊観に供し、公園の趣意を失わぬよう専ら注意

を払い営業する旨が記されていた²⁵。しかし、この請願書を検討した東京府は、借地料については一般の規定なので本人願いの筋は聞き届け難い、という結論を出している²⁶。つまり、却下されてしまったのである。

そこで同年9月、六三郎は再び願書を提出する²⁷。この前年の11月、旧神官・僧侶・社寺領で政府に接收された地所について、自己資金で荒地を田畑や宅地などに開拓したという確証のある場合は、元の所有者の地所と認めるといふ布達が出されており、六三郎は花屋敷開設に至る経緯を述べ、森田家が開拓者であることを充分強調してこの布達を示し、配慮を求める願書を浅草寺作成の添書と共に提出したのである。なお、この願書はすでに5月に提出してあったが、東京府からの連絡が皆無であったため9月に再提出したもので、この際同様の立場にあった榎本恭平・大熊紋蔵兩名と連名の嘆願書も提出している。

この願書を受けた東京府では、以下のような見解を示していた。すなわち、自らの開墾地であると申し立てる者たちは、元あった草原を芟除し現状のように手入れしただけであり、なおかつ原地には柳木などの大木が樹生しており、これらを伐採し売却した代金で開墾費用はほとんど償却できたはずであると、否定的なものであった。しかし、彼らの借地料の滞納も少なくないという理由から、手当金を支給することが決定されたのである。その結果、榎本と大熊にはそれぞれ坪当たり約3銭の割合で、一方六三郎は「実地手入之模様」がこの兩名とは同視できないとし、彼らより高割合の坪当たり7銭、総額にして350円が支給されることとなった。実際、花屋敷の置かれていた地域は土が悪く、この地を開拓した初代および2代目の六三郎らが別の土を運び入れて造成し直しており、売却できるような樹木なども植えられていなかった²⁸という。

その際、東京府に次のような擁護論も上がってきたのである。六三郎は植木屋なので現場には多数の植木があり、園田の風景を補っている。したがって他業種の者と同視するのは哀れなので、借地料を減免する方法もある。しかし、従前通りに貸し与えた場合自ずと私有地の様相を呈し、通路を塞ぐようなことにもなりかねず、将来のために深い懸念がある。そこで以後は居宅地のみ一般定額の借地料を課し、賃貸用地は府に返還させ、花木等の植え込み部分は従前の借地料でも不都合はないのではないかと、いう提案である。ようやくこの提案は採択されたようで、庭園部分は明治7～8年頃の改定料金である坪当たりひと月4厘5毛のまま、据え置かれていたことが確認できる²⁹。しかし、この議論はこれ以上進展がなく、六三郎のこうした必死の訴えも借地料の全面減免に繋がるどころか、先述のように徐々に増額の一途をたどっていったのである。

このように、借地料が増加していく中、六三郎は地所の増し借りを続けていた。浅草公園が6区に区画された明治17年(1884)6月、第五区と第六区の区境の道路が花屋敷の敷地内を通ることとなり、六三郎は東京府からその部分の建造物の引き払いを命じられていた。六

三郎は「歎願書」を提出し、30か年は現状のまま借り続けたいと願い出るが、東京府は聞き届ける筋合いはないとしてこれを却下、そこで六三郎はその代替え地として、第六区の一部6か所で合計85坪3合の地所の拝借を改めて願い出たのである。これは7月になって許可されたが、この場所は坪当たり4銭の借地料であったため、東京府へはひと月に3円41銭2厘を納めることとなった。³⁰

8月になると、六三郎は花屋敷に隣接する地所82坪5合1勺の拝借願いをさらに提出し、許可されている。³¹この理由として六三郎は、この度の改正により東京府に返還した地所が多く、他業種の経営者と違って自分は地盤をもって資本とする職業なので、引き払った建造物が9か所もあって一時的な置き場所や鉢物取り片付け場所もなく、甚だ難渋していると説明している。そして新たな拝借地は、花屋敷を訪れた逍遙者の休憩所や植物陳列所を設置営業したいと述べている。実はこの願書の提出される数日前、経営難の花屋敷を再建すべく全面改装し、見世物興行的な施設を廃止、「植物学士・子弟之考索」に対応できるように本格的な植物園を開設する許可を、東京府から得ていたのである。³²今回の拝借願いは、その計画の一環であった。

この地所は坪当たり3銭5厘であるため、ひと月に納める拝借料は2円88銭8厘にのぼる。しかし、先述のように六三郎は、明治7年に賃借用地2000坪ほどを東京府に返還しており、坪当たり5銭で賃貸に出していたと仮定すると、ひと月100円もの地代収入が減少したことになる。その上度重なる借地料の値上げにより、花屋敷の経営状態はすでに悪化していた。この拝借願いに添えて提出された浅草区長町田今亮の意見書には、これまで六三郎が借地料を未納がちであったことが指摘されている。³³その後も六三郎は、拝借地の借用・返還を何度か繰り返しているが、こうした苦しい経営状態の下で、明治18年2月から値上げが実施されたのである。この値上げが花屋敷経営に及ぼした影響は、決して少なくはなかった。こうした経営状態の悪化と関係があるのであろうか、借地料値上げ実施直後の同年3月、花屋敷は新装改園を行っている。

改園当時の記録を見いだすことはできなかったが、翌19年3月17日の「朝野新聞」には、改園一周年記念イベント開催の記事が掲載されている。この記事には、六三郎の管理する花園を改良して巨費を投じて山や池を築き、自然の風景を補い、所々に亭舎を設け、縦横に小道を通して遊歩・休憩の便利をよくし、珍奇の花木・動物を収集・配置し、遊覧の興を多くした、と記されているのである。³⁴つまり、六三郎が前年に計画していた植物園構想とは全く乖離したものとなっており、実際に植物園が開園されたか否かの確認はとれないものの、少なくともこの時点で植物園の開設は頓挫したと見てよからう。

こうした状況の中、同年6月に六三郎は総面積1177坪5勺の内、借地料ひと月13円35銭7厘相当の267坪1合3勺を残し、同45円49銭6厘相当の909坪9合2勺を東京府にいったん返

還、その地所を深川区木場町在住山本松之助が改めて借り受け、兩名共同で引き続き花屋敷経営を行うこととなったのである。³⁵なお、実質的な共同経営者は松之助ではなく、この地所の「借地願」に保証人として名を連ねていた父、金蔵であった。金蔵は、神田で材木商を営んでいたという。³⁶そして、10月には正式に「花屋敷」と改称し営業方針も変更、完全な「遊覧所ノ性格」として、新たなスタートをきったのである。³⁷

金蔵はさっそく同年8月、正規の半額の借地料2銭5厘で花屋敷隣接の地所125坪を増し借りしたいという「使用願」を東京府に提出する。³⁸その理由を金蔵は、植物が漸次増殖し、また鳥獣も飼育して衆庶の観覧に供しているが、何分地所が狭隘で珍奇の禽獣を列し置くことが難しく、殊に日増しに暑熱も甚だしくなり、汚濁の気・糞尿の悪臭が増し、衆庶が観覧することで心目を爽快にしなければならないところ、かえって衛生上の障害をきたすことになるが、花屋敷隣接の地所なら鬱蒼とした樹陰で盛夏の炎天下でも新鮮な気が絶えず流動し、臭気の恐れもなく鳥獣の飼育場として至極適當の地である、と説明している。そして、自分の経営は広大な地を要し、すでに負担している借地料も每期納付に際して非常の辛苦をもって完納している状況で、正規料金で新たな地を拝借しても納期を欠き、営業が衰頹する恐れがあるので、寛大のご詮議をもって借地料半額での使用を聞き届けて欲しい、と嘆願したのである。この願いは、「特別ノ詮議ヲ以」許可されている。

ところが同年11月、花屋敷庭園部分全体の借地料が減免されることとなったのである。³⁹東京府は次のような見解を示している。花屋敷は開設以来規模も大きく、小動物園の体裁をなしているので、遊覧人も群集し近隣に潤沢な利益をもたらしている。今日に至っては花屋敷のために浅草公園内全般の賑わいが増すほどの景況である。しかしその経営には広大な地所を要するので、坪当たり5銭の借地料では年間700円あまりの支払いとなり、さらにこの度売り上げに対して5%の「遊覧所税」が課せられることとなったが、これらは決して少ない金額ではない。したがって正規の料金では経営維持も覚束なく、花屋敷の破綻は公園全体の盛衰にも関わるので放置できない。東京府のこうした見解に基づき、建造物設置部分の借地料はそのまま、庭園部分が3分の1相当の1銭7厘に減額されることとなった。ここによく、六三郎の続けてきた減免運動の成果が現れたのである。

しかし、当時借地料を滞納していたのは六三郎だけではなかった。すでに明治9年(1876)12月、毎月28日に借地料を区務所で取りまとめ、翌月5日までに東京府に差し出すことが決定していたが、⁴⁰この地域は自他混同錯雑を極めており、借地料徴収事務を曖昧のまま戸長に任せ、あるいは未徴収のこともあったという。⁴¹そこで翌10年11月、借地料不納者へ三度催促を行い、それでも未納の場合は東京府に呼び出し嚴重注意を行うなど、その対応に苦慮している。⁴²借地料高騰により困窮していたのは他の出稼人らも同様のことであり、六三郎の借地料減免運動は、こうした背景の下に展開されていたのである。

III.花屋敷の経営状態

では、実際に花屋敷の経営状態は、どのようなものであったのだろうか。先述の明治18年(1885)の減免許に際し、値上げの翌月であり、花屋敷が新装改園した同年3月から10月までの「損益調」⁴³を、六三郎らは東京府に提出している。以下で、その内容を検討していく。

まず、花屋敷の「不動産」としては、

表4に示したように諸建築費や庭木石の購入代金が8500円と最も高額で、動・植物の購入代

表4 明治18年3月～8月における不動産

No.	費目	金額
1	諸建築費・庭木石買入代とも	8500円
2	植物買入代	1800円
3	動物買入代	1200円
4	器具買入代	500円
	合計	12000円

(東京都公文書館蔵「各公園例規」より作成)

金が3000円、器具などの購入代金が500円、合計12000円があげられている。しかし、動物や植物には寿命があり、不動産としては甚だ不安定なものといわざるを得ない。

次に収入であるが、これは「縦覧料」のみとなり、この動向を表5に示した。花屋敷でこれを徴収するようになったのは、この年の3月からで、それまでの「茶代」「思し召し」を廃止、木戸銭を取り煎茶を出すシステムに切り替えられている。⁴⁴ただし、観客一人当たりの料金は不明である。なお、明治9年(1876)には、牡丹・菊の開花時期にあたる11月1日から12月20日までの間「玩物銭」として大人1銭、幼年5厘ずつ徴収していたこと

が確認できる。⁴⁵また、時代は下るが明治30年(1897)当

時の「縦覧券」は、大人3銭、小人2銭であった。⁴⁶さて、縦覧料の動向を見ると、来園者の多い月では510円、少ない場合は88円ほど、平均すると312円ほどとなる。このように、花盛りの季節である春から初夏にかけての時期と、菊造りで賑わう秋に収入の増加していたことがわかる。

一方の支出項目は多く、まず「地料」としては花屋敷の借地料として毎月60円前後が支払われている。9月と10月が通常より約5.3%増しの金額が支払われているが、このことに関する説明はない。しかし、これは菊造りの時期であり、史料が残されていないので断定はできないが、東京府から花壇設置のための地所を追加借用していた可能性が考えられる。さらに植木を栽培するために借りている駒込と本所の地所に対する借地料も、前者が9円、後者が6円、計15円ずつ支出されている。駒込では菊・梅・牡丹・果樹などが、本所では芍薬・藤・

表5 縦覧料収入高

月	金額
3月・4月	980円73銭1厘
5月	510円13銭5厘
6月	200円64銭5厘
7月	190円13銭
8月	88円67銭
9月	165円2銭
10月	366円16銭5厘
合計	2501円49銭6厘

(同上)

表6 支出の内訳

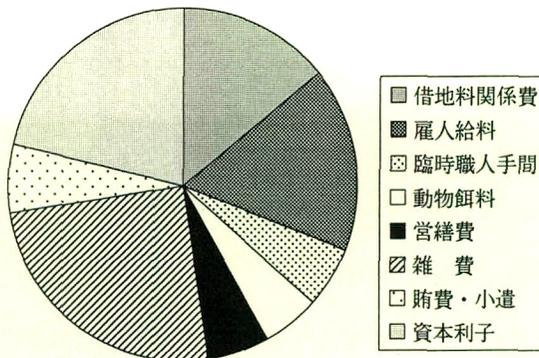
No.	費目	3・4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
1	借地料	117.17	58.583	58.583	58.583	58.583	61.708	61.708	572.442
2	花卉培養地料	0	15	15	15	15	15	15	
3	宗屋税	0	0	7.524	0	0	0	0	
4	雇人給料	90	90	90	90	90	90	102	642
5	臨時職人手間	50.12	33.78	26.41	18.285	0	28.52	67.92	225.035
6	動物餌料	10.5	55.564	66.215	19.9	19.731	17.2	16.85	205.96
7	営繕費	61.2	39.086	7.443	30.14	14.47	11.25	54.918	218.507
8	雑費	567.5	84.785	64.23	56.9	18.583	17.883	181.753	991.634
9	賄費・小遣	60.18	38.98	27.81	27.933	29.371	26.4	22.05	232.724
10	資本利子	200	100	100	100	100	120	120	840
	支出合計	1156.67	515.778	463.215	416.741	345.738	387.961	642.199	3928.302
	収支額	-175.939	-5.643	-262.57	-226.611	-257.068	-222.941	-276.034	-1426.806

(同前/単位は円)

菖蒲などが栽培されていた。また6月には、「宗屋税」という名目の税7円52銭4厘が支払われている。これは、家屋にかかる何らかの税と考えられるが、詳細な性格は不明である。したがって、これら地所に関する支出総額は572円44銭2厘となり、支出全体の14.6%を占めていた。

次に人件費であるが、通常は「定式雇人」15名に6円ずつ、合計90円の「給料」が支払われていた。その内訳は、切符売り場3名、裏表門番2名、盆栽掛2名、獣1名、茶場1名、植木職6名と記されている。しかし、10月の菊造りの最盛期には「臨時雇」2名に対し12円

図3 明治18年3～10月における支出比率



(同上)

が支出された。彼らに支払われた「給料」の総額は、642円であった。また、植物の手入れに人手が必要になる花盛りの春期、菊花壇の整備に追われる秋期、さらに模様替えを行う際などには臨時雇いの植木職が雇用されており、8月を除く7か月すべてに「職人手間」という支出費目が記されている。これは月々18円から68円ほどで、総額225円3銭5厘にのぼった。こうした人件費の総額は、全支出の約22%に相当している。

続いて、「動物飼料」が月によって10円から66円と幅が見られるが、これはおそらくその数に増減が生じていたためであろう。合計でおよそ206円、全支出の5%ほどとなる。「営繕費」は「定用分」として月々7円から30円ほどが支出されているが、10月は「定用分」27円72銭に加え、菊花壇用の葎簀などに27円19銭8厘の費用がかかり、他の月に比べて高額となっている。この総額は218円50銭強で、全支出の約5.5%を占めていた。また、具体的な支出内容は明らかでないが、「賄費及小遣」という費目では毎月30円前後が支出されており、全体の6%弱に当たる232円72銭強が合計で支出されている。

そして、支出費目として最も高額にのぼっていたのが「雑費」であった。これも詳しい支出内容は不明であるが、合計金額は991円63銭あまり、率にして25%強に相当する。3・4月の支出額が567円50銭と大きいのは、先述のように改園経費が必要だったためである。また10月には、小菊を購入した際の運賃など、菊造り経費に100円ほど支出されていた。

最後に「資本利子」として840円があげられている。「損益調」には、「資本」として「自三月至八月 受取高 壹万円」および「九月 増加高 貳千円」、さらに「損失」分の金額の三項目が記されている。なお、この「損益調」には「損失」が「千四百廿壹円四四二」と記されているので、計算上5円の誤差が生じているが、いずれにせよこの分は、10月に「諸仕払補充」として「臨時借」扱いとなっている。つまり、資本はすべて借入金ということになる。したがって「高壹万円ニテ百円ニ付一ヶ月壹円ノ割」で、8月までは月100円ずつ、9月以降は2000円増えため120円ずつの利息を支払わなければならなかったのである。

以上のように、8か月にわたる花屋敷の収支を見てみると、2501円50銭弱の収入に対し、支出は3928円30銭ほどにのぼっており、差引1426円80銭の赤字となっていたことがわかる。この「損益調」を分析した東京府でも、花屋敷は改園したばかりで諸費もかかり、月平均170円あまりの不足が生じているので、数年経たなければ原価償却もできず純益も生じず、新たに課税される遊覧所税も年間80円あまりになる見込みなので、経営はますます困難になると判断している。⁴⁷つまり、花屋敷の経営状態の悪化は誰の目にも明らかだったのである。

IV. 減免運動の行方 —むすびにかえて—

こうして花屋敷の経営悪化に伴い、東京府も六三郎らの借地料減免要求を聞き入れることとなった。この間六三郎は、地域社会に貢献し、東京府への協力姿勢を全面的に打ち出すよ

うな活動を盛んに行っている。まず明治12年（1879）3月、六三郎は桜樹25本を浅草公園に献木する。⁴⁸さらに同年4月、浅草公園および付属地に21名の世話掛が置かれることになり、投票の結果六三郎は高得票数で選出されると、弁天池浚渫を東京府へ出願するなど、精力的にその責務に取り組んでいる。⁴⁹また翌13年5月には、火災等の非常時の避難路として、浅草公園の地下水に出稼人らが私費で板橋を架けることとなるが、六三郎もそのメンバーの一人であった。⁵⁰このように、六三郎は任期の切れる翌14年1月まで、浅草公園のために積極的に働く。こうした態度を強調することにより、東京府の心証をよくしたいという願いも込められていたと推測される。

しかし、六三郎が本格的に動き出すのは、花屋敷経営がいよいよ危うくなってきた明治17年（1884）からであった。この11月、六三郎は浅草公園の大規模な造庭事業を請け負ったのである。⁵¹これは、第一・四・五・六区の樹木植栽および池丘の修築工事であった。さらにそれとは別に、翌18年4月には第六区への桜樹105本の植栽や、公園全体で徐々に枯れてきた樹木308本の枝透き、同年5月には第四区内樹木植栽場の高低差を均一にして樹木を植え替える工事⁵²も請け負っているのである。⁵³これらは一見すると、公共工事をうまく受注し利益をあげたかに思われるが、実はいずれの場合も、東京府は六三郎にわずかな職人賃金や樹木代金など実費分の金額しか支払っていない。この金額を受け取る際、六三郎が何らかの調整を行った可能性も考えられるが、しかし基本的にすべてを差配した六三郎にとって、一銭の収入にもならなかったのである。⁵⁴

その上、18年5月、六三郎は東京府に対し「樹木御買上御請書」を提出する。そこには、公園内の植え付けが落成し検査が終了したので、向こう1か年までの内に枯損木などが発生した場合には「自費ヲ以テ」相当の樹木を植え替える旨、認めてあった。⁵⁵幸いにも私費で植え替えるような事態にはならなかったが、自然災害などの不可抗力であっても弁償の義務を負わされるという、非常にハイ・リスクな仕事であったことがわかる。つまり、こうした一連の仕事は、六三郎にとって金銭的な利益を期待できるものではなく、むしろ東京府に対する近世的な「役負担」に近いものであったといえるのではないだろうか。それはとりもなおさず、花屋敷を破綻から守りたいという、六三郎の一途な気持ちの表れといえよう。

こうして無事、同年7月に浅草公園造庭の竣工を迎える。先述のように、その4か月後に花屋敷の借地料の一部が3分の1に減免されることとなり、さらに翌19年9月には、第五区内の借地料減免に伴い、花屋敷も向こう5年間の借地料を半額とすることが決定されたのである。⁵⁶当時の花屋敷の様子を、東京府では次のように述べている。近来世上は不景気なので浅草公園も人出が減り、花屋敷も昨今遊覧者が非常に減少し、一日に多くても十数名を超えることはなく、甚だしい場合には2～3名にのぼらない日もあると、花屋敷の経営悪化を指摘しているのである。

しかし、東京府が減免要求を聞き入れたのは六三郎の努力の結果ではなく、東京の都市計画が大きく関係していたと考えられる。19年の借地料半減決定の理由として、東京府は注目すべき発言をしている。すなわち、花屋敷がもし閉鎖に至れば本人の不幸はさておき、第一公園の美観を損ずることも少なからず、甚だ遺憾である、というのである。⁵⁷ここからは、東京府は公園政策の一環として、浅草公園の一部である花屋敷を何としてでも存続させようとする強い意志が見て取れよう。

こうした東京府の思惑は、随所に見出すことができる。明治18年の減免許可の際には、浅草寺周辺にあった諸興行・遊覧所などが第六区に移転したため、第五区内での活気が失われることを危惧し、動物園のようなものを東京府で設置しようとしていた折り、花屋敷が積極的に改園し公園の美観を助けたと述べている。⁵⁸また、19年の5年後にあたる24年(1891)10月、引き続き5年間にわたり3割の借地料減免が認められることとなるが、この理由も、珍奇な鳥獣や草木を収集し衆庶の娯楽に供し、花屋敷が公園の美観を補完していると述べている。さらに「元来花屋敷設立ニ付テハ当初府庁ノ勧誘ニ係リ」と、改園に際して東京府の働きかけのあったことを明らかにし、そして年限中に本人の都合で転業した場合は、使用料を全額に復するとしているのである。⁵⁹つまり、花屋敷は18年以降六三郎や金蔵の自由にならない状況に置かれていたことがわかる。

ではいったい、東京府は何を目指していたのであろうか。当時、明治政府は「殖産興業」を掲げ、国内産業の育成に力を注いでいた。そこで一般庶民にも産業に興味を持たせ、知識の普及に努めていたのである。そのための政策として行われたのが「内国勧業博覧会」の開催であり、帝室博物館・動物園・図書館の設置であった。⁶⁰これらの開催地および設置場所は、上野である。しかし、決してこの体制で政府が満足していたわけではなく、上野で足りないものを、かつては上野の支配下にあった浅草で補うという発想が生まれたとしても、不思議ではない。そこで東京府は、ロバート・フォーチュンも指摘していた花屋敷の持つ「博物学」的な側面を利用していたと考えられるのである。

なお、19年の減免通知以降、花屋敷関連の書類から突然森田六三郎の名が消えてしまう。実際の花屋敷の経営は、明治18年に山本金蔵が参加したとき以来、間野秀俊という植木屋らしき人物が六三郎の代理人として実務を仕切っていたようである。六三郎一家は、追われるように花屋敷を後にした⁶¹というが、彼らに何が起こったのか、真相は明らかでない。その後花屋敷は金蔵の単独経営となり、のちにいったん会社組織になるがそれも長続きせず、また元の個人所有となっている。しかし、金蔵も明治27年(1894)、ついに花屋敷を駒井栄次郎という人物に売り渡すこととなった。翌年には鶴飼常親を経て岡山揚へ譲渡され、29年にはさらに佐藤秀夫に譲渡される⁶²など、その後も転売が繰り返された。当時の庭園経営がいかに困難なものであったかを、物語っていよう。

以上、六三郎らの行ってきた借地料減免運動の動向を見てきたが、これほど熱心に活動していたのは、浅草公園の中でも花屋敷以外に見られない。このことから、花屋敷成立の経緯や、東京府にとっての存在価値の高さなど、花屋敷の特殊性を指摘できよう。花屋敷の借地返還を強行した一方で、借地料を減免し破綻させまいとする東京府。ここには、近代化を急ぐ東京府の都市計画に翻弄される、花屋敷の姿が浮かび上がってくるのである。

注

- 1 東京都公文書館蔵「浅草公園並付属地諸願」。
- 2 風俗画報臨時増刊号『新撰東京名所図会』第3編（東陽堂，1898年）P. 82。
- 3 浅草寺日並記研究会編『浅草寺日記』第18巻（金龍山浅草寺，1996年）P. 584。
- 4 前同書3 P. 526。
- 5 「嘉永五年町奉行上申書」（『日本都市生活史料集成2 三都篇II』，学習研究社，1977年）P. 677。
- 6 拙稿『お江戸の経済事情』（東京堂出版，2002年）P. 151。
- 7 前同書5 P. 677～678。
- 8 塵哉翁『巷街贅説』（『近世風俗見聞集 第4』，国書刊行会，1913年）P. 330。
- 9 前同書2 P. 82。
- 10 ロバート・フォーチュン『幕末日本探訪記 江戸と北京』（講談社，1997年）P. 139～140。
- 11 前同書2 P. 82。
- 12 東京都公文書館蔵「浅草公園諸願伺」（東京市役所編『東京市史稿 遊園篇第4』，1932年，P. 539～540）。
- 13 前同史料12（前同書，P. 639～642）。
- 14 前同史料1。
- 15 前同史料12（前同書，P. 742）。
- 16 前同史料1。
- 17 前同史料12（前同書，P. 656～659）。
- 18 前同史料12（前同書，P. 742）。
- 19 東京都公文書館蔵「各公園例規」（東京市役所編『東京市史稿 遊園篇第5』，1933年，P. 1147）。
- 20 前同史料12（前同書，P. 896～898）。
- 21 東京都公文書館蔵「浅草公園例則」（東京市役所編『東京市史稿 遊園篇第5』，1933年，P. 513～514）。
- 22 前同史料19（前同書，P. 870～876）。
- 23 前同史料19（前同書，P. 877～881）。
- 24 前同史料19（前同書，P. 1048）。
- 25 前同史料12（前同書，P. 742）。
- 26 前同史料12（前同書，P. 741）。
- 27 前同史料1。
- 28 川畑貞子『偲び草』（私家版，1997年）P. 3。
- 29 前同史料19（前同書，P. 1147）。
- 30～33 東京都公文書館蔵「回議録 第弐類」。

- 34 『明治ニュース事典 第3巻』(毎日コミュニケーションズ, 1984年) P. 14。
- 35 前同史料30。
- 36 長谷川如是閑『ある心の自叙伝』(『世界教養全集 28』, 平凡社, 1963年) P. 238。なお, 如是閑は金蔵の次男で, 長男の松之助はのち『東京朝日』の社会部長。号は笑月。
- 37 前同史料19 (前同書, P. 1146)。
- 38 前同史料30。
- 39 前同史料19 (前同書, P. 1145~1151)。
- 40 東京都公文書館蔵「東京府丙号達」(東京市役所編『東京市史稿 遊園篇第4』, 1932年, P. 918~919)。
- 41 前同史料12 (前同書, P. 932)。
- 42 東京都公文書館蔵「浅草公園例則ニ係ル願伺」(東京市役所編『東京市史稿 遊園篇第4』, 1932年, P. 1047~1048)。
- 43 前同史料19 (未刊)。
- 44 前同書34 P. 12~13。
- 45 前同史料1。
- 46 前同書2 P. 86。
- 47 前同史料19 (前同書, P. 1148)。
- 48 前同史料21 (前同書, P. 218)。
- 49 前同史料21 (前同書, P. 223~230, 310~316)。
- 50 前同史料21 (前同書, P. 382~383)。
- 51 東京都公文書館蔵「回議録 第六類」(東京市役所編『東京市史稿 遊園篇第5』, 1933年, P. 1056)。
- 52 前同史料51 (前同書, P. 989~990)。
- 53 前同史料51 (前同書, P. 1026~1027)。
- 54 前同史料51 (前同書, P. 1028~1031)。
- 55 前同史料51 (前同書, P. 1056~1057)。
- 56 東京都公文書館蔵「東京府命令録」(東京市役所編『東京市史稿 遊園篇第6』, 1936年, P. 88~90)。
- 57 前同史料56 (前同書, P. 90)。
- 58 前同史料19 (前同書, P. 1146~1148)。
- 59 東京都公文書館蔵「庶政要録」(東京市役所編『東京市史稿 遊園篇第7』, 1953年, P. 114~115)。
- 60 浦井正明『「上野」時空遊行』(プレジデント社, 2002年) P. 113~128。
- 61 前同書28, P. 3。
- 62 前同書2, P. 82。